

# 城南家保ニュース Vol. 19-17

熊本県城南家畜保健衛生所 平成19年 11月 発行

<http://www.pref.kumamoto.jp/construction/section/kaho/jounan/jounan-index.htm>

電話 0966-22-3814、FAX 0966-22-3617



## 高病原性鳥インフルエンザの特別防疫対策期間について

～最も発生が危惧される冬季に備えて～

高病原性鳥インフルエンザは依然として世界各国へ拡大している状況にあり、国内でも今年に入って宮崎県と岡山県で確認されています。我が国における発生の時期としては、気温が低く大陸からの渡り鳥が飛来する冬季に最も可能性が高いと考えられます。

そこで熊本県では、発生が最も危惧される期間を「高病原性鳥インフルエンザの特別防疫対策期間」と位置づけ、県内における本病の発生予防及び早期発見に万全を期すための取り組みを強化していきます。

**1期間 平成19年11月～平成20年2月（4ヶ月間）**

### 2期間中の取り組み対策

- 1) 各家畜保健衛生所に啓発用横断幕を掲揚
- 2) 全ての鳥類飼養者に対する再啓発
- 3) 韓国忠清南道家畜衛生研究所との情報交換による発生予測
- 4) 渡り鳥のウイルス検査による発生予測
- 5) 家畜保健衛生所別防疫演習の実施による各地域内での防疫体制整備
- 6) モニタリング体制の強化

各市町村におかれましては、裏面のリーフレットを用い一般家庭に啓発を実施していただきますようお願いいたします。

## ニワトリ等を飼養されている家庭の皆様へ

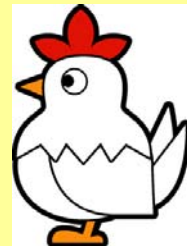
熊本県では、冬季を迎え11月から来年2月までの4ヶ月間「**高病原性鳥インフルエンザの特別防疫対策期間**」を設定し、防疫対策の徹底を図っています。一般家庭におかれましては、以下の点にご注意ください。

**1原因** インフルエンザウイルスにより全ての鳥類が死亡しますが、なかでもニワトリや七面鳥などに高い死亡率を示す病気です。

**2症状** おもに、トサカの出血、顔のはれ、足の出血がみられます。

### 3日常の管理

- ・ 毎日、こまめに観察しましょう。
- ・ トリ小屋は、いつも清潔にしましょう。
- ・ いつも新鮮な水、えさを与えましょう。
- ・ 放し飼いをやめ、野鳥がトリ小屋に入らないようにしましょう。
- ・ トリの世話をした後は、うがい、手洗いをしましょう。



### 4トリ小屋の消毒

- ・ 薬局で市販されている塩化ベンザルコニウム液の散布が効果があります。  
(説明書をよく読んで薄めて使ってください)
- ・ トリ小屋への消石灰の散布も効果があります。

### 5その他

鶏肉、鶏卵を食べることによりインフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

不明な点やわからないことは、下記までお問い合わせください。

熊本県城南家畜保健衛生所 電話 0966-22-3814